

NPO 法人こどもとむしの会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人こどもとむしの会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を、兵庫県佐用郡佐用町船越 617 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、兵庫県佐用郡佐用町船越にある昆虫館を活動拠点のひとつとし、広く市民に対して子どもと虫に関連する普及啓発事業を行うとともに、地域の自然環境とまちづくりに関連する調査研究を行い、人々の環境学習の促進、生物多様性の保全、地域の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる次の事業を行う。

- (1) 子どもと虫に関連する普及啓発事業
- (2) 地域の自然環境とまちづくりに関連する調査研究事業
- (3) 昆虫館等の運営支援事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 この法人に入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1 年以上会費を滞納し、理事会において支払い意思がないと認定したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 人以上
- (2) 監事 1 人又は 2 人

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人又は 3 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員において、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に総会において後任の役員が選任された場合は当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この法人に、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第 21 条 この法人に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、相談役は、この法人の役員経験者の中から、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の事業に関して、相談役は、この法人の運営に関して、理事長に対して意見を述べる。

4 顧問、相談役に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度に 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも 5 日前までに書面又は電磁的方法によって通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員

は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法での表決者、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び予算の変更

(4) 役員の職務

(5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 事務局の組織及び運営

(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求が

あったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも 5 日前までに書面又は電磁的方法によって通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した理事がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 事業計画及びこれに伴う予算の変更は、理事会の議決を経て行う。ただし、理事長は、当該事業年度終了後の通常総会において、変更内容を報告するものとする。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終

了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、

正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、貸借対照表の広告は法人のホームページによって行い、特定非営利活動促進法に公告の方法を官報と規定された事項については官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。ただし、第 30 条第 2 項及び第 31 条第 1 項第 2 号の規定中電子メールによる表決に関する部分は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表に掲げる者とする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 4 月 30 日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 10,000 円

賛助会員 30,000 円

別 表

理事長 内藤 親彦

副理事長 相坂 耕作

副理事長 近藤 伸一

副理事長 大塚 剛二

理事 足立 隆昭

理事 大谷 剛

理事 岡本 俊治

理事 金子 留美子

理事 杉本 毅

理事 高橋 耕二

理事 竹田 真木生

理事 中西 明德

理事 日鷹 一雅

理事 三木 進

理事 横山 正

監事 森 正人

監事 矢代 学

附 則

この定款は、総会の議決の日（平成 31 年 3 月 24 日）から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日（令和 7 年 8 月 22 日）から施行する。